

2施第70号
令和2年(2020年)7月30日

一般社団法人長野県電設業協会
会長 柄澤 守 孝 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

長野県全域の感染警戒レベルをレベル2に引き上げたことに伴うメッセージの周知について(依頼)

当県では、7月29日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、長野県全域の長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルをレベル1(域内発生早期)からレベル2(域内感染発生期)に引き上げることを決定しました。

また、レベル2に引き上げたことにより、県民及び事業者に対して注意喚起を行うためのメッセージを上記会議で別添のとおり決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて、貴団体の会員等に対し、周知していただくようお願いいたします。

なお、周知いただく際には、併せて、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう呼びかけをお願いします。

長野県建設部施設課設備係 (課長) 塩入 一臣 (担当) 高野 吉家 電話 026-235-7345 FAX 026-235-7477 Eメール shisetsu@pref.nagano.lg.jp
--

長野県全域の感染警戒レベルをレベル2に引き上げます

令和2年7月29日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 趣旨

新型コロナウイルス感染者が増加しており、7月28日に、長野県として直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が0.4人を超えました。今後、感染が拡大するおそれがあるため、長野県全域の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルを「Level 2（域内感染発生期）」に引き上げ、全県に「新型コロナウイルス注意報」を発令します。

2 県内にお住まいの又は訪問される皆様へのお願い

県内にお住まいの方、あるいはお勤めや通学、通院、買い物等で訪問される皆様へ、気をつけてほしい点は以下の5点です。

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

- (1) 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県
・基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。
- (2) 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県
・往来の必要性を改めて検討してください。
・高齢者等の重症リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するようご家族を通じて呼びかけをお願いします。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いいたします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

不特定多数の方が利用する事業者の皆様にあっては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いします。

特に、不特定多数の方が利用される施設にあっては、業種ごとのガイドラインを遵守いただいた上で「新型コロナ対策推進宣言」を行っていただくよう、改めてお願いいたします。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。